

福島県農産振興事業補助金交付要綱

平成16年	4月	1日	制定
平成16年	5月	1日	一部改正
平成17年	4月	1日	一部改正
平成17年	7月	1日	一部改正
平成18年	4月	1日	一部改正
平成19年	4月	1日	一部改正
平成20年	4月	1日	一部改正
平成21年	4月	1日	一部改正
平成22年	4月	1日	一部改正
平成23年	5月	17日	一部改正
平成24年	4月	1日	一部改正
平成25年	4月	1日	一部改正
平成25年	11月	15日	一部改正
平成26年	4月	1日	一部改正
平成27年	4月	1日	一部改正
平成28年	4月	1日	一部改正
平成29年	4月	1日	一部改正
平成30年	4月	1日	一部改正
平成30年	7月	19日	一部改正
平成30年	12月	21日	一部改正
平成31年	4月	1日	一部改正
令和元年	5月	23日	一部改正
令和2年	4月	1日	一部改正
令和2年	7月	20日	一部改正
令和2年	7月	27日	一部改正
令和3年	4月	1日	一部改正
令和3年	5月	17日	一部改正
令和4年	4月	1日	一部改正
令和4年	8月	1日	一部改正
令和5年	1月	20日	一部改正
令和5年	4月	1日	一部改正
令和5年	8月	1日	一部改正
令和6年	4月	1日	一部改正

(趣旨)

第1条 県は、農業の振興、流通販売の促進及び食品産業の活性化を図るため、市町村、農業協同組合、県を区域とする農業団体、食品団体その他知事が認める団体及び認定農業者（以下「補助事業者等」という。）に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助金は、補助事業者等が別表1に掲げる事業を行う場合に、当該事業に要する経費について当該補助事業者等に対して交付する。

- 2 県が直接補助金を交付しない補助事業者等（以下「間接補助事業者等」という。）が同表に掲げる事業を行う場合に、市町村が補助するときの当該補助に要する経費については、市町村に対して交付するものとする。
- 3 補助金の額は補助事業ごとに同表に掲げる補助率の範囲内で知事が定める額とする。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書は、農産振興事業補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、その提出期限及び提出部数は知事が別に定める。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第4条 補助事業者等は、規則第4条の規定に基づき補助金の申請に当たり、当該補助金に係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつその金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない補助事業者等に係る部分については、この限りでない。

(補助金交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、別表1の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の軽微な変更の欄に掲げる変更とする。

2 規則第6条第1項第5号に規定する別に定める事項は、次のとおりとする。

(1) 補助事業者等に対し補助金を交付するときは、規則第18条に準じた規定を設けること。

(2) 前号の規定により、財産処分の制限をした場合において、処分制限期間内に承認をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。

(3) その他規則及びこの要綱の定めに従うべきこと。

3 補助事業者等(間接補助事業者等を含む。)は、補助事業の完了後においても補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図ること。

(変更の承認申請)

第6条 規則第6条第1項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、農産振興事業変更(中止・廃止)承認申請書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第7条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日までとする。

(概算払)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について、概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

2 前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、農産振興事業補助金概算払請求書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(状況の報告)

第9条 規則第11条の規定による事業の遂行状況報告は、農産振興事業実施状況報告書(第4号様式)により、補助金の交付決定のあった年度の11月30日現在において、当該年度の12月20日まで行うものとする。ただし、当該年度の11月において概算払請求書を提出する場合には、これをもって事業の遂行状況報告にかえることができるものとする。

2 補助事業者等は、当該事業が完了したときは速やかに事業完了報告書(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第13条の規定による実績報告は、農産振興事業補助金実績報告書(第1号様式)により、当該事業完了の日(事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日)から起算して60日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日(補助金を全額概算払により交付を受けた場合には、当該年度の翌年度の4月20日。)のいずれか早い日までに行なうものとする。

2 補助事業者等は、前項の実績報告を行うにあたり当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかな場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、補助事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入れ控除額が確定した場合には、仕入れに係る消費税等相当額報告書(別記様式1)により速やかに知事に報告しなければならない。

4 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(補助金の交付請求)

第11条 補助金の交付の決定を受けた補助事業者等は、事業が完了した場合は、農産振興事業補助金交付請求書(第6号様式)を速やかに知事に提出しなければならない。ただし、補助金の全額が概算払された場合はこの限りでない。

(財産処分の制限)

第12条 規則第18条第1項ただし書きに規定する別に定める期間並びに同項第2号及び第3号に規定する別に定める財産は、次のとおりとする。

財産の種類	処分制限を受ける期間
1 不動産及びその従物	農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年4月30日農林省令第18号)別表に定められている財産の処分制限期間
2 その取得価格が10万円(国庫補助事業により取得したものは50万円)を超えるもの	

(会計帳簿の整備等)

第13条 補助金の交付を受けた補助事業者等(間接補助事業者等を含む。)は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない(別に定めるものを除く。)

2 補助事業者等又は間接補助事業者等は、補助事業又は間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産に係る財産管理台帳(第7号様式)を前条に規定する期間について備えておかなければならない。

(書類の経由)

第14条 補助事業者等が規則及びこの要綱の定めるところにより知事に提出する書類は、所轄の農林事務所長を経由して提出しなければならない(直接補助の場合を除く。)

(権限の委任)

第15条 規則及びこの要綱に基づく知事の権限であつて別表2に掲げる事業に係るものは、農林事務所長に委任する。

附 則

- この要綱は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度分の補助金から適用する。
- 福島県水田農業振興事業補助金交付要綱及び福島県園芸特産振興事業補助金交付要綱は、廃止する。
- 平成15年度以前の補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成16年5月17日から施行し、平成16年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

附 則
この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

附 則
この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則
この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則
この要綱は、平成23年5月17日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則
この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則
この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則
この要綱は、平成25年11月15日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

- 附 則
- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。
 - 2 福島県産農林水産物PR支援事業補助金交付要綱及び「県域農業団体等による全国へのキャラバン隊の派遣」事業補助金交付要綱は、廃止する。

附 則
この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則
この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則
この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則
この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則
この要綱は、平成30年7月19日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則
この要綱は、平成30年12月21日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則
この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。

附 則
この要綱は、令和元年5月23日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則
この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則
この要綱は、令和2年7月20日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則
この要綱は、令和2年7月27日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則
この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則
この要綱は、令和3年5月17日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則
この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則
この要綱は、令和4年8月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則
この要綱は、令和5年1月20日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則
この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則
この要綱は、令和5年8月1日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則
この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

福島県知事
(福島県 農林事務所長)

住所又は所在地
補助事業者等
氏名又は名称及び代表者名

農産振興事業 (事業) 補助金交付申請書
(実績報告書)

年度において、下記のとおり農産振興事業 (事業) を実施したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第4条第1項の規定により補助金 (した) (第13条第1項) (その実績) 円を交付して下さるよう申請します。
を報告します。)

記

1 事業の目的 (成果)

2 事業の内容 (実績)

別に定める様式による。

3 本件責任者及び担当者

責任者氏名
担当者氏名
連絡先

4 経費の配分と負担区分

区 分	総事業費 (A+B+C) ※(A+C)	補助事業に 要する(し た)経費 (A+B) ※(A+C)	負 担 区 分			経費積算の 基 礎
			県補助金 (A)	市町村費 (B)	そ の 他 (C)	
計	円	円	円	円	円	

(注) ※は直接補助の場合

5 事業の着手及び完了 (予定) 年月日

年 月 日 ~ 年 月 日

6 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		摘 要
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		摘 要
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

7 添付書類

- 1 交付申請書にあつては予算書の写し又は予算に関する確約書
- 2 交付申請書にあつては実施設計書（ただし、実施設計書を事業実施計画書に添付している場合は省略できる。）
- 3 実績報告書にあつては出来高設計書（ただし、最終変更設計書（変更がない場合は当初実施設計書）と一致する場合は、一致することが証明できる書面をもって替えることが出来る。）
- 4 その他必要な書類

注1 第15条に基づき農林事務所長に委任した事業については、あて名は「福島県 農林事務所長」とすること。

注2 軽微な変更があつた場合においては、交付決定がなされた計画を容易に比較できるよう二段書きとし、変更前を上段（ ）書きとすること。

注3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。

福 島 県 知 事
(福島県 農林事務所長)

住 所 又 は 所 在 地
補助事業者等
氏名又は名称及び代表者名

農産振興事業 (事業) 変更 (中止・廃止)
承認申請書

下記により、 年度農産振興事業 (事業) の事業計画を
更 (中止・廃止) したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第6条第1項の規定によ
り承認して下さるよう申請します。

記

- 1 補助金の交付決定年月日及び番号
- 2 変更 (中止・廃止) の理由
- 3 変更 (中止・廃止) の内容

(以下、第1号様式に準じて作成すること。)

- 注1 第15条に基づき農林事務所長に委任した事業については、あて名は「福島県 農林事
務所長」とすること。
- 注2 変更計画の内容は、補助金の交付決定がなされた計画 (収支予算書を含む) と容易に比
較できるよう二段書きとし、変更前を上段 () 書きとすること。
- 注3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。

福島県知事
(福島県 農林事務所長)

住所又は所在地
補助事業者等
氏名又は名称及び代表者名

農産振興事業（ 事業）補助金概算払請求書
年 月 日付け福島県指令第 号で交付決定のあった農産振興事業（
事業）補助金について、下記により金 円を概算払いにより交
付して下さるよう請求します。

記

年 月 日 現在

事業主体 実施名	事業名	交付決定額		既受領額		今回請求額		残額	完了予 定年月 日
		事業費 円	県補助金 円	金額 円	出来高 %	金額 円	出来高 %		

注1 第15条に基づき農林事務所長に委任した事業については、あて名は「福島県 農林事務所長」とすること。

注2 施設整備を伴わない事業については、出来高の欄は一を引き、事業の実施状況の分かる資料を添付すること。

注3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。

福 島 県 知 事
(福島県 農林事務所長)

住 所 又 は 所 在 地
補助事業者等
氏名又は名称及び代表者名

農産振興事業 (事業) 実施状況報告書
年度農産振興事業 (事業) の遂行状況について、福島県
農産振興事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定年月日及び番号
2 事業遂行状況 (年11月30日現在)

総事業費	出来高事業費	進捗率	残事業費	完 了 予定年月日	備 考
円	円	%	円		

- 注1 第15条に基づき農林事務所長に委任した事業については、あて名は「福島県 農林事務所長」とすること。
注2 施設整備を伴わない事業については、進捗率の欄は一を引き、事業の実施状況の分かる資料を添付すること。
注3 この実施状況報告書の提出後に、総事業費等の変更が予定されている場合は、変更の内容を備考欄に記入の上提出すること。
注4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。

福 島 県 知 事
(福島県 農林事務所長)

住 所 又 は 所 在 地
補助事業者等
氏名又は名称及び代表者名

農産振興事業 (事業) 完了報告書
年度農産振興事業 (事業) を、下記のとおり完了しましたので、
福島県農産振興事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により報告します。

記

事業名及び箇所名	
事業実施主体名	
交付決定年月日	年 月 日福島県指令 第 号
交 付 決 定 額	円
着 手 年 月 日	年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日

注1 第15条に基づき農林事務所長に委任した事業については、あて名は「福島県 農林事務所長」とすること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。

福 島 県 知 事
(福島県 農林事務所長)

住 所 又 は 所 在 地
補助事業者等
氏名又は名称及び代表者名

農産振興事業 (事業) 補助金交付請求書
年 月 日付け福島県指令第 号で交付決定のあった農産振興事業 (事業) 補助金について、下記により金 円を交付して下さるよう請求します。

記

事業名及び箇所名	
事業費	円
交付決定額 (A)	円
受領済額 (B)	円
今回請求額 (C)	円
残額 (A - B - C)	円

注1 第15条に基づき農林事務所長に委任した事業については、あて名は「福島県 農林事務所長」とすること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。

第7号様式

財 産 管 理 台 帳

市町村（事業実施主体名）

地区名	地区	事業実施年度			年度	事業名	経 費 の 配 分						処分制限期間		処分の状況		摘 要
区 分	事 業 内 容			工 期		総事業 費(A+B+ C+D+E+ F)	負 担 区 分					耐 用 年 数	処分制 限年月 日	承認年 月日	処分の 内容		
	事業実 施主体	工種又 は施設 区分	施設箇 所又は 設置場 所	事業量	着手年 月日		竣工年 月日	国庫 (A)	県費 (B)	市町村 費 (C)	公庫資 金 (D)					近代化 資 金 (E)	
							円	円	円	円	円	円					

- (注) 1 処分制限年月日欄は、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式によりがたい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に替えることができる。

福 島 県 知 事
(福島県 農林事務所長)

住 所 又 は 所 在 地
補助事業者等
氏名又は名称及び代表者名

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け福島県指令第 号により交付決定通知があった農産振興事業（
事業）について農産振興事業補助金交付要綱第10条第3項の規定に基づき、
下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 福島県補助金等の交付等に関する規則第14条に基づく確定額
(年 月 日付け第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 県補助金返還額 (3 - 2) | 金 | 円 |

(注) 別添参考となる書類 (3の金額の積算の内訳等)

注1 第15条に基づき農林事務所長に委任した事業については、あて名は「福島県 農林事務所長」とすること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。

別表 1 (第2条、第5条関係)

事業名	経費	補助率	軽微な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
			次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
1 経営所得安定対策等推進事業	市町村等が行う経営所得安定対策の申請手続き支援等に要する経費	定額	事業費の30%を超える増減。 補助金の増額。	事業実施主体の変更。 事業目的の変更。 主たる事業内容の変更。
2 産地生産力強化総合対策事業	1 園芸作物支援対策 (1) 新規園芸品目導入支援事業 (2) 省力化支援事業 (3) 生産力強化支援事業 2 土地利用型作物支援対策 (1) 産地拡大支援事業 (2) 飼料作物支援事業 (3) 主要農作物種子支援事業	①新規栽培者の場合 4/10以内 ただし、水稲からの転換又は水稲との複合経営として園芸品目を新規導入する場合は1/2以内 なお、野菜及び花きの永年性作物を新規導入する場合の初期生産資材は定額とする ②新規栽培者以外の場合 1/3以内 1/3以内 ただし、以下の①又は②に該当する場合は4/10以内 ①加工・業務用の契約出荷に係る取組 ②30a以上の水田を受益とする取組 1/3以内 1/3以内	事業費の20%を超える増減。 補助金の増額。	事業実施主体の変更。 事業目的の変更。 主たる事業内容の変更。

事業名	経費	補助率	軽微な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
			次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
3 指定野菜価格安定資金造成事業	福島県青果物価格補償協会が独立行政法人農畜産業振興機構において、指定野菜の価格低落時に交付する補給準備金の造成を行うにあたり、独立行政法人農畜産業振興機構に対して納付を要する経費	定額	事業費の20%を超える増減。 補助金の増額。	
4 特定野菜価格安定資金造成事業	福島県青果物価格補償協会が特定野菜の価格低落時に交付する補給準備金の造成に要する経費	定額	事業費の20%を超える増減。 補助金の増額。	
5 青果物価格安定資金造成事業	福島県青果物価格補償協会が青果物等の価格低落時に交付する補給準備金の造成に要する経費	定額	事業費の20%を超える増減。 補助金の増額。	
6 果樹園地継承促進事業	次に掲げる事業の実施に要する経費 1 地区推進事業	定額	事業費の20%を超える増減。 補助金の増額。	業実施主体の変更。 事業目的の変更。 主たる事業内容の変更。
7 ふくしまの工芸農作物等産地支援事業	次に掲げる事業の実施に要する経費 1 葉たばこ安全性向上対策事業 2 ふくしまの蚕糸産地機能強化対策事業	定額 定額 (1箱当たり750円)	事業費の20%を超える増減。 補助金の増額。	事業実施主体の変更。 事業目的の変更。 主たる事業内容の変更。
8 ふくしま米消費拡大推進事業	福島県米消費拡大推進会議が行うふくしま米のキャンペーンクルーの選考や各種キャンペーン等によるふくしま米の風評払拭・消費拡大・需要拡大活動等に要する経費	定額	事業費の30%を超える増減。 補助金の増額。	事業実施主体の変更。 事業目的の変更。 主たる事業内容の変更。
9 「ふくしまならではの花き」産地育成支援事業	次に掲げる事業の実施に要する経費 1 「ふくしまならではの花き」安定供給	定額 (りんどう「天の川」:120円/本) (カラー「はにかみ」「ミルキームーン」「キビタンイエロー」:152円/本)	事業費の20%を超える増減。 補助金の増額。	事業実施主体の変更。 事業目的の変更。 主たる事業内容の変更。

事業名	経費	補助率	軽微な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
			次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
10 「ふくしまプライド。」県産農林水産物販売力強化支援事業	県内に主たる事務所を置く民間団体及び県域農業団体が、GAP等による生産物のPRやパッケージングの向上など、販売・消費の拡大を図るための国内における県産農林水産物の販売・PR活動に要する経費	定額	事業費の30%を超える増減。 補助金の増額。	事業実施主体の変更。 事業目的の変更。 主たる事業内容の変更。
11 農産物等海外販路開拓支援事業	次に掲げる事業の実施に要する経費 1 (海外販路拡大事業) 海外での商談会等のイベント、海外百貨店等における個別商談及び市場調査、海外輸出のための情報収集等に要する経費 2 (輸出環境整備事業) 輸出対象国(地域)が求める検疫等の条件への対応(証明書取得、検疫官の招へい、輸送試験及び保存試験等)、海外バイヤーの招へい等に要する経費	補助対象経費の3/4以内(ただし、補助額は民間団体につき1,500千円を上限とし、県域農業団体につき3,000千円を上限とする。) 定額(ただし、補助額は民間団体につき1,500千円を上限とし、県域農業団体につき3,000千円を上限とする。)	事業費の30%を超える増減。 補助金の増額。	事業実施主体の変更。 事業目的の変更。 主たる事業内容の変更。
12 地域産業6次化ステップアップ強化事業	次に掲げる事業の実施に要する経費 1 売れる6次化商品実践事業 県産農林水産物を活用した6次化商品を自ら生産に取り組むために必要な加工機械等の整備に要する費用	補助対象経費の1/2以内(ただし、補助額は750千円を下限として、3,000千円を上限とする。)	事業費の20%を超える増減。 補助金の増額。	事業実施主体の変更。 事業目的の変更。 主たる事業内容の変更。
13 「チームふくしまプライド。」活動支援事業	次に掲げる事業の実施に要する経費 1 福島フードファンクラブ運営 2 販路開拓支援 3 県産農林水産物等の情報発信 4 その他事業目的達成に必要な事項	定額	事業費の30%を超える増減。 補助金の増額。	事業実施主体の変更。 事業目的の変更。 主たる事業内容の変更。

事業名	経費	補助率	軽微な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
			次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
14 福島県産農産物等 販路拡大タイアップ事業	原子力被災12市町村において農産物等の販路開拓のコンサルティング等に要する経費	定額	事業費の30%を超える増減。 補助金の増額。	事業実施主体の変更。 事業目的の変更。 主たる事業内容の変更。
15 県オリジナル米産 地力強化支援事業	次に掲げる事業の実施に要する経費 1 「福、笑い」等の作付拡大を目指すモデル産地における良食味で高品質な米を生産するために必要な機器等の整備に要する経費 2 「福、笑い」研究会の栽培技術向上・平準化に向けた活動に要する経費	物件価格の 1/2以内 (上限3,500千円) 定額 (上限210千円)	事業費の30%を超える増減。 補助金の増額。	事業実施主体の変更。 事業目的の変更。 主たる事業内容の変更。
16 オールふくしまの 酒づくり支援事業	次に掲げる事業の実施に要する経費 1 オールふくしまの酒米生産向上事業 2 オールふくしまの酒づくり向上事業	定額(ただし、機器等の整備は物件価格の1/2以内) (上限3,500千円) 定額(ただし、機器等の整備及び日本酒試作に係る原材料費は1/2以内) (上限2,000千円)	事業費の30%を超える増減。 補助金の増額。	事業実施主体の変更。 事業目的の変更。 主たる事業内容の変更。
17 園芸グローバル産 地育成強化事業	次に掲げる事業の実施に要する経費 1 グローバル化実践支援事業 2 ふくしまブランド産地整備事業	定額 2/3以内	事業費の30%を超える増減。 補助金の増額。	事業実施主体の変更。 事業目的の変更。 主たる事業内容の変更。
18 ふるさとの農林漁 業体験支援事業	県内に主たる事務所を置く民間団体等が行う、子どもを対象とした食育推進活動に要する経費	定額 (上限1事業当たり1,100千円)	事業費の20%を超える増減。 補助金の増額。	事業目的の変更。 主たる事業内容の変更。

事業名	経費	補助率	軽微な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
			次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
19 ふくしまのももブランド強化安定生産対策事業	次に掲げる事業の実施に要する経費 1 ふくしまのもも担い手ステップアップ事業 (1) 共同防除組織等の担い手確保・育成 (2) 地域ぐるみの春型枝病斑等の除去実践 (3) 共同薬剤防除の高度化 2 ふくしまのもも産地再生支援対策事業 (1) 防風設備等の導入 (2) 品種構成の改善	定額 定額 1/2以内 5/6以内 定額	事業費の30%を超える増減。 補助金の増額。	事業目的の変更。 主たる事業内容の変更。
20 県育成オリジナル品種活用産地づくり支援事業	次に掲げる事業の実施に要する経費 1 産地づくり支援事業 (1) 品種導入支援事業	2/3以内	事業費の30%を超える増減。 補助金の増額。	事業実施主体の変更。 事業目的の変更。 主たる事業内容の変更。
21 風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業	果樹及び野菜について、市場等からの信頼回復に向けた取組、風評払拭に向けた取組、創意工夫をこらした取組（オンリーワンの取組）、新たな挑戦に係る取組を行うために必要な次に掲げる経費 1 産地活動支援事業 2 生産体制強化支援事業	定額 1/2以内	事業費の30%を超える増減。 補助金の増額。	事業実施主体の変更。 事業目的の変更。 主たる事業内容の変更。
22 地域特産活用産地づくり支援事業	次に掲げる事業の実施に要する経費 1 生産振興事業 (1) 整備事業 (2) 種子確保事業 2 需要拡大・地域連事業 (1) 産地競争力強化事業	1/2以内、定額 定額 定額	事業費の30%を超える増減。 補助金の増額。	事業実施主体の変更。 事業目的の変更。 主たる事業内容の変更。
23 園芸生産拠点育成支援事業	次に掲げる事業の実施に要する経費 1 生産拠点育成整備事業	6/10以内 〔国1/2以内〕 〔県1/10以内〕	事業費の30%を超える増減。 補助金の増額	事業実施主体の変更。 事業目的の変更。 主たる事業内容の変更。

事業名	経費	補助率	軽微な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
			次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
24 畑地化促進事業	次に掲げる事業の実施に要する経費 1 土地改良区決済金等支援	定額 (上限250千円/10a)	事業費の30%を超える増減。 補助金の増額。	事業実施主体の変更。 事業目的の変更。 主たる事業内容の変更。
25 福島ならではの農林水産物ブランド力強化推進事業	次に掲げる事業の実施に要する経費 1 県内各産地で生産される農林水産物の高付加価値化・生産力強化等を目的として策定された「ならではのプラン」の実践に伴い生じるテストマーケティングに係る経費	定額 (各「ならではのプラン」当たり上限2,000千円)	事業費の30%を超える増減。 補助金の増額。	事業実施主体の変更。 事業目的の変更。 主たる事業内容の変更。

別 表 2 (第15条関係)

事 業 名
<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営所得安定対策等推進事業 (県全域又は農林事務所の管轄を越えて広域に及ぶ団体が事業実施主体である場合を除く。) ・ 産地生産力強化総合対策事業 (事業受益地区が県全域に及ぶ場合を除く。) ・ 果樹園地継承促進事業 (事業実施主体が県全域に及ぶ団体である場合を除く。) ・ 「ふくしまならではの花き」産地育成支援事業 (事業受益地区が県全域に及ぶ場合を除く。) ・ 「ふくしまプライド。」県産農林水産物販売力強化支援事業 (県域農業団体及び、農業協同組合が事業実施主体であって事業受益地区が農林事務所の所管地区を超える広域である場合を除く。) ・ 県オリジナル米産地力強化支援事業 (事業実施主体が県全域に及ぶ団体又は事業実施地区が農林事務所の所管地区を越える広域である場合を除く。) ・ オールふくしまの酒づくり支援事業 (事業実施主体が県全域に及ぶ団体又は事業実施地区が農林事務所の所管地区を越える広域である場合を除く。) ・ 園芸グローバル産地育成強化事業 (事業受益地区が県全域に及ぶ場合を除く。) ・ ふくしまのももブランド強化安定生産対策事業 (事業受益地区が県全域に及ぶ場合を除く。) ・ 県育成オリジナル品種活用産地づくり支援事業 (事業受益地区が県全域に及ぶ場合を除く。) ・ 風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業 (事業受益地区が県全域に及ぶ場合を除く。) ・ 地域特産活用産地づくり支援事業 (事業受益地区が県全域に及ぶ場合を除く。) ・ 園芸生産拠点育成支援事業 (事業受益地区が県全域に及ぶ場合を除く。) ・ 畑地化促進事業

- ・福島ならではの農林水産物ブランド力強化推進事業

（県域農業団体又は、農業協同組合が事業実施主体であって事業受益地区が農林事務所の所管地区を超える広域である場合を除く。）